

協議第 15 号

平成 29 年度の土曜授業実施日について

このことについて、別紙のとおり提出する。

平成 29 年 1 月 26 日

小城市教育委員会 教育長 今村 統嘉

協議理由

土曜授業については、平成 27 年度から研究・試行として開始し、佐城地区で取り決めた、「実施する月の第一土曜日」で実施している。

平成 29 年度の実施計画にあたり、研究・試行としての実施予定日を決める必要がある。

平成29年度 土曜授業の実施について（案）

H29.1.26

【土曜授業実施検討委員会】

1 目的

小城市教育における「土曜授業」について、実践を通して成果・課題解決に向けた取組、家庭や地域との連携の在り方等を検証し、児童生徒の学力向上・心身の健全育成等、学校教育の充実を図る。

2 検討会の開催

毎月1回、校長会時に開催し意見交換を行う

3 平成28年度 第7回土曜授業実施研究検討会

- ・日時 平成29年1月13日（金） 9：30－
- ・場所 市役所 2－6会議室

4 参加者

- ・小城市教育委員会
- ・小城市小中学校 校長・副校長、統括事務長

5 内容

（1）平成28年度土曜授業の研究・試行に向けての意見交換

○2月4日（土）の取組み報告

（2）平成29年度 土曜授業実施案

4回（7月、9月、12月、2月）

6 その他

- ・次回検討会開催 平成29年2月の校長会にて

1 目的

小城市教育振興基本計画の基本目標「城創伝心」は、「小城の歴史と伝統を受け継ぎ、文化を創造する 豊かな心を育み後世へ伝える 人づくり」であります。

小城市教育委員会では、基本目標に向け、学校や公民館等の教育機関や家庭、地域社会と連携を密にして、市民一人ひとりが、共に支えあい学びあう健全な社会の構成員として、郷土の歴史と伝統を受け継ぎ、豊かな人間性を培い、生涯に亘って自ら学ぶ意欲を養うなど「生き抜く力」を育み、国際的視野に立ち郷土や国家を担う責任を自覚し、文化の創造と社会の発展に貢献できるよう、心身ともにたくましい人間力を身につけた市民の育成に努めています。

この取り組みをさらに充実させるためには、学校・家庭・地域が役割を再認識して意図的・計画的に連携を図りながら取り組んでいく必要があります。その重要な位置づけとして、土曜日の活用が考えられます。

小城市としては、「土曜授業」に取り組み、平日（月～金曜日）において担任・教職員が児童生徒一人一人と向き合える時間を確保し、児童生徒の心身の健全な育成や学力の定着・向上等を図っていきます。

2 土曜授業に至った背景

完全学校週5日制については、これまで概ね順調に実施されていますが、考えるに至った背景として、次のような課題も生じています。

- 学習指導要領の改訂に伴い授業時数が増加し、平日の学習が過密となることによる児童生徒の負担が増大
- 地域でも土日さまざまな行事などに取り組んでいますが、すべての子ども達に様々な活動を経験させる機会が不十分
- 土曜日が保護者の休日ではない家庭においては、無目的に過ごしたり、生活リズムを乱したりするなど家族で有意義に過ごすことが難しい場合もあり対応が必要

3 「土曜授業」実施により期待できること

- 学校運営の上で柔軟かつ効果的な運用ができる。
 - ・平日（月～金）に担任・教職員が児童生徒と向き合う時間の確保（放課後の補充学習、教育相談（一人一人との面談等）の時間確保など）が可能となる。
- 学校が児童生徒の実態、保護者や地域の実情を踏まえて、学校教育目標に即して学校長が判断し、学校の特色や独自性を発揮するために活用できる。
- 学習活動の補充的な時間確保等充実が期待でき、基礎基本の定着や知識・技能の活用など学力向上や体験活動の時間の確保が容易になるなど体験活動の充実も期待できる。
- 学校・家庭・地域が連携協力する共育の機会を広げることができる。

○保護者や地域の教育力を活用して、児童生徒との健全な育成を図り、「開かれた学校づくり」に有効である。

- 4 実施日
- 佐城地域（小城市、佐賀市、多久市）の教育委員会では、統一して第一土曜日に実施することで一致しています。
 - 平成29年度、小城市では施行・検証の研究を行いながら内容等の工夫改善に努める。

①平成29年	7月1日	(土)
②	〃	9月2日(土)
③	〃	12月2日(土)
④平成30年	2月3日	(土)

- 5 授業時間 土曜日の午前中学習（教育課程に位置付ける）
- 6 授業内容 学校において、土曜授業の趣旨をふまえ計画的に実施する。
- 教科学習
 - その他
 - ・総合的な学習の時間
 - ※地域の人材を活用するなどの工夫
 - ・学校行事 等
- 7 職員の勤務 休日4時間勤務（児童生徒の代休はない。）
- 8 休日勤務の振替 教員（県費）：前4週～後16週の間
事務職員（県費）・栄養職員（県費）：前4週～後8週
市費職員（嘱託等）年間の勤務日数で調整

※ 土曜授業の実施に係る学校教育法施行規則の一部改正（平成 25 年 11 月 29 日公布・施行）

【改正前】

○公立学校の休業日については、学校教育法施行規則で以下の通り規定。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、特別の必要がある場合は、この限りでない。

- 一 国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する日
- 二 日曜日及び土曜日
- 三 学校教育法施行令第二十九条の規定により教育委員会が定める日

（※中学校、高等学校等においても同様）



【改正後】

○公立学校において、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会等が必要と認める場合は、土曜日等に授業を実施することが可能であることを明確化。

■第六十一条 公立小学校における休業日は、次のとおりとする。ただし、第三号に掲げる日を除き、当該学校を設置する地方公共団体の教育委員会が必要と認める場合は、この限りでない。

一～三 （略）

（※中学校、高等学校等においても同様）